



山形県公報

平成28年10月31日(月)

号 外 (36)

目 次

告 示

- 鳥獣保護区の存続期間の更新…………… (みどり自然課) … 1
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定…………… (同) … 2
- 同…………… (同) … 3
- 昭和55年10月県告示第1850号(鳥獣保護区設定)の一部改正…………… (同) …同
- 昭和61年10月県告示第1443号(鳥獣保護区設定)の一部改正…………… (同) …同
- 特定猟具使用禁止区域の指定…………… (同) … 4
- 平成19年10月県告示第953号(特定猟具使用禁止区域の指定)の一部改正…………… (同) … 5

告 示

山形県告示第904号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成28年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 摩耶山鳥獣保護区(鶴岡市)
- (2) 区 域 別紙のとおり(別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。)
- (3) 存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
- (4) 保護に関する指針
 - イ 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
 - ロ 鳥獣保護区の指定目的
摩耶山鳥獣保護区は、摩耶山を中心とした地域で、東側は深い渓谷等急峻な地形となっているが、西側はなだらかな地形を示し、変化に富んだ地形となっている。植生の大半は、ブナ・チシマザサ群落となっているが、山頂付近にはブナとともに亜高山植物が分布するほか、稜線の一部にはキタゴヨウ・クロベ群落、東側斜面にはヒメヤシブシータニウツギ群落が存在する地域で、鳥獣の良好な生息地となっており、小型獣類のヤマネやニホンカモシカ、ツキノワグマといった大型獣類のほか、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息も確認されている。
このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。
- 2 (1) 名 称 御所山鳥獣保護区(尾花沢市)
- (2) 区 域 別紙のとおり(別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。)
- (3) 存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
- (4) 保護に関する指針
 - イ 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
 - ロ 鳥獣保護区の指定目的

御所山鳥獣保護区は、御所山を中心とした地域で、溪谷や断崖等の急峻な地形も見られるほか、沼や湿原等も点在し、変化に富んだ地形になっている。植生の大半は、ブナ・チシマザサ群落となっているが、山頂付近にはミヤマナラ群落、稜線の一部にはキタゴヨウクロベ群落、斜面のところどころにはヒメヤシヤブシタニウツギ群落が存在している。また、丹生川流域は沢が多く、水量も豊富で、鳥獣の良好な生息地となっており、ヤマネやホンドオコジョ等の小型獣類やニホンカモシカ、ツキノワグマといった大型獣類のほか、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息も確認されている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

- 3 (1) 名称 経塚山鳥獣保護区（上山市）
- (2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
- (4) 保護に関する指針
- イ 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区
- ロ 鳥獣保護区の指定目的
経塚山鳥獣保護区は、上山市街地の北西側に位置する経塚山と大平山を中心とした地域で、森林浴やバードウォッチングに訪れる市民も多く、人々の憩いの場として広く利用されている。植生は、アカマツの二次群落や植林地域も見られるが、大半はコナラ群落を中心とした広葉樹林であり、キジバトやウグイス等身近な鳥獣やニホンカモシカやニホンリス等獣類の生息も確認されている。
- このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

山形県告示第905号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、摩耶山鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を次のとおり指定する。

平成28年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名称 摩耶山鳥獣保護区特別保護地区
- 2 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- 3 存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
- (1) 特別保護地区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
- (2) 特別保護地区の指定目的
摩耶山鳥獣保護区は、摩耶山を中心とした地域で、東側は深い溪谷等急峻な地形となっているが、西側はなだらかな地形を示し、変化に富んだ地形になっている。この地域にはブナを主体とした森林が広がり、良好な森林生態系が形成されていて、小型獣類のヤマネやニホンカモシカ、ツキノワグマといった大型獣類のほか、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息も確認されている。
- 特に現在特別保護地区に指定している地域は、植生の大半は、ブナ・チシマザサ群落となっているが、山頂付近にはブナとともに亜高山植物が分布するほか、稜線の一部にはキタゴヨウクロベ群落、東側斜面にはヒメヤシヤブシタニウツギ群落が存在する地域で、鳥獣の良好な生息地となっている。
- このため、当該区域は、摩耶山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、引き続き、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

山形県告示第906号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、御所山鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を次のとおり指定する。

平成28年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 御所山鳥獣保護区特別保護地区
- 2 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- 3 存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
 - (1) 特別保護地区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 特別保護地区の指定目的

御所山鳥獣保護区は、御所山を中心とした地域で、溪谷や断崖等の急峻な地形も見られるほか、沼や湿原等も点在し、変化に富んだ地形になっている。この地域にはブナを主体とする森林が広がり、良好な森林生態系が形成されていて、ヤマネやホンデオコジョ等の小型獣類やニホンカモシカ、ツキノワグマといった大型獣類のほか、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息も確認されている。

特に現在特別保護地区に指定している地域は、植生の大半は、ブナーチシマザサ群落となっているが、山頂付近にはミヤマナラ群落、稜線の一部にはキタゴヨウクロベ群落、斜面のところどころにはヒメヤシャブシータニウツギ群落が存在している。また、丹生川流域は沢が多く、水量も豊富で、鳥獣の良好な生息地となっている。

このため、当該区域は、御所山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、引き続き、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

山形県告示第907号

昭和55年10月県告示第1850号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成28年11月1日から施行する。

平成28年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第5項第2号中「文化環境部みどり自然課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改め、同項第3号中「平成18年11月1日から平成28年10月31日まで」を「平成28年11月1日から平成38年10月31日まで」に改め、同項第4号ロを次のように改める。

ロ 鳥獣保護区の指定目的

摩耶山鳥獣保護区は、摩耶山を中心とした地域で、東側は深い溪谷等急峻な地形となっているが、西側はなだらかな地形を示し、変化に富んだ地形となっている。植生の大半は、ブナーチシマザサ群落となっているが、山頂付近にはブナとともに亜高山植物が分布するほか、稜線の一部にはキタゴヨウクロベ群落、東側斜面にはヒメヤシャブシータニウツギ群落が存在する地域で、鳥獣の良好な生息地となっており、小型獣類のヤマネやニホンカモシカ、ツキノワグマといった大型獣類のほか、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息も確認されている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

山形県告示第908号

昭和61年10月県告示第1443号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成28年11月1日から施行する。

平成28年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第2項第2号中「文化環境部みどり自然課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改め、同項第3号中「平成18年11月1日から平成28年10月31日まで」を「平成28年11月1日から平成38年10月31日まで」に改め、同項第4号ロを次のように改める。

ロ 鳥獣保護区の指定目的

御所山鳥獣保護区は、御所山を中心とした地域で、溪谷や断崖等の急峻な地形も見られるほか、沼や湿原

等も点在し、変化に富んだ地形になっている。植生の大半は、ブナ・チシマザサ群落となっているが、山頂付近にはミヤマナラ群落、稜線の一部にはキタゴヨウクロベ群落、斜面のところどころにはヒメヤシヤブシータニウツギ群落が存在している。また、丹生川流域は沢が多く、水量も豊富で、鳥獣の良好な生息地となっており、ヤマネやホンドオコジョ等の小型獣類やニホンカモシカ、ツキノワグマといった大型獣類のほか、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息も確認されている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第3項第2号中「文化環境部みどり自然課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改め、同項第3号中「平成18年11月1日から平成28年10月31日まで」を「平成28年11月1日から平成38年10月31日まで」に改め、同項第4号ロを次のように改める。

ロ 鳥獣保護区の指定目的

経塚山鳥獣保護区は、上山市街地の北西側に位置する経塚山と大平山を中心とした地域で、森林浴やバードウォッチングに訪れる市民も多く、人々の憩いの場として広く利用されている。植生は、アカマツの二次群落や植林地域も見られるが、大半はコナラ群落を中心とした広葉樹林であり、キジバトやウグイス等身近な鳥獣やニホンカモシカやニホンリス等獣類の生息も確認されている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

山形県告示第909号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

平成28年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 落合・寺津特定猟具使用禁止区域（山形市、天童市及び東村山郡中山町）
 (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
 (3) 存続期間 平成28年11月1日から平成29年10月31日まで
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 2 (1) 名 称 前川思川特定猟具使用禁止区域（上山市）
 (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
 (3) 存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 3 (1) 名 称 大山特定猟具使用禁止区域（西村山郡大江町）
 (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
 (3) 存続期間 平成28年11月1日から平成29年10月31日まで
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 4 (1) 名 称 山崎特定猟具使用禁止区域（最上郡金山町）
 (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
 (3) 存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 5 (1) 名 称 寺泉特定猟具使用禁止区域（長井市）
 (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
 (3) 存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 6 (1) 名 称 赤川特定猟具使用禁止区域（鶴岡市）
 (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境

部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

7 (1) 名 称 中平田特定猟具使用禁止区域（酒田市）

(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー一部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

山形県告示第910号

平成19年10月県告示第953号（特定猟具使用禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、平成28年11月1日から施行する。

平成28年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り上げ、第6項を削り、第7項を第5項とし、第8項から第11項までを2項ずつ繰り上げる。

平成28年10月31日印刷 発行所 山 形 県 庁
平成28年10月31日発行 発行人 山 形 県